アスモア税理士法人

2025. 11. 15 発行

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。 日増しに寒さがつのる今日この頃、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
今回のかわら版では、新たに創設された「特定親族特別控除」についてご紹介します。

特定親族特別控除の創設

令和７年度税制改正により、「特定親族特別控除」の創設が行われました。所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族１人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除します。

【特定親族】
特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下（注）の人をいいます。
なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。
（注） 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が 123 万円超 188 万円以下であれば、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下となります。
なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります（年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は 63 万円です。）。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額（注））	特定親族特別控除額
58 万円超　85 万円以下　（123 万円超　150 万円以下）	63 万円
85 万円超　90 万円以下　（150 万円超　155 万円以下）	61 万円
90 万円超　95 万円以下　（155 万円超　160 万円以下）	51 万円
95 万円超　100 万円以下　（160 万円超　165 万円以下）	41 万円
100 万円超　105 万円以下　（165 万円超　170 万円以下）	31 万円
105 万円超　110 万円以下　（170 万円超　175 万円以下）	21 万円
110 万円超　115 万円以下　（175 万円超　180 万円以下）	11 万円
115 万円超　120 万円以下　（180 万円超　185 万円以下）	6 万円
120 万円超　123 万円以下　（185 万円超　188 万円以下）	3 万円

（注） 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：所得者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】

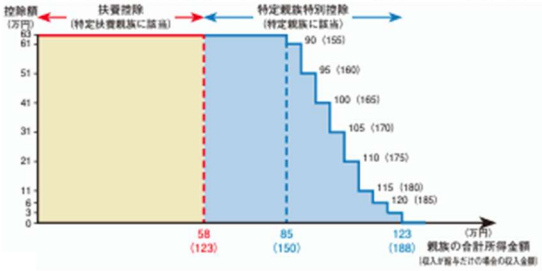

※ 控除対象扶養親族と、合計所得金額が 100 万円以下である特定親族は「源泉控除対象親族」とされました。
給与の支払を受ける人は、令和８年１月以後に支払を受けるべき給与について提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に「源泉控除対象親族」を記載することとなり、給与の支払者は、記載された「源泉控除対象親族」等を基に扶養親族等の数を算定することとなりました。

出典　国税庁「令和７年分年末調整のしかた」

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽に**アスモア税理士法人**にご相談ください。
ＴＥＬ：０９２－７２６－２３５０